

電気用品輸入事業届出書の記載例

様式第1(第3条関係)

(記載例を斜体で表示)

電気用品製造(輸入)事業届出書

〇〇経済産業局長 殿

登記上の住所、名称及び
代表者の氏名を記載

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

事業所所在地を管轄する経済産業局長宛て
ただし、事業所所在地が複数の経済産業局
の管轄区域内にまたがる場合は、経済産業
大臣宛て。この場合、別紙2を添付のこと

東京都千代田区霞が関〇丁目△番×号

電気用品販売株式会社
代表取締役 電安 太郎

社印及び
社長印は
不要

TEL: 03-XXXX-XXXX

E-mail: youhin-jiroh@dyh-kabusiki.co.jp

連絡先: 品質保証部 用品 次郎

電話番号と電子メールアドレスは、担当部署、
担当者のもを記載

連絡先の担当者の部署名、氏名を余白に記載

電気用品安全法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 事業の開始の年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇日

事業届出は、事業開始日以降
30日以内に行うこと

2. 輸入する電気用品の区分 電子応用機械器具

届出は、輸入する電気用品の区分(P.27の表2参照)ごとに必要

3. 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である
国内管理人にあつてはその代表者の氏名

なし

4. 当該電気用品の型式の区分 別紙1のとおり

電気用品名と型式の区分表をまとめて別紙とすることができる。また、同一の電気用品
区分であれば複数列記し、型式の区分表を別紙とすることもできる。

5. 電気用品安全法施行規則第4条の2に規定する要件に該当しない者にあつては、
当該当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(輸入の事業を行う
者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気
用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地)

①当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所

ABC Corp.

No. X, A RD., Los Angeles, CA, USA

②当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

ABC Electronics Corp.

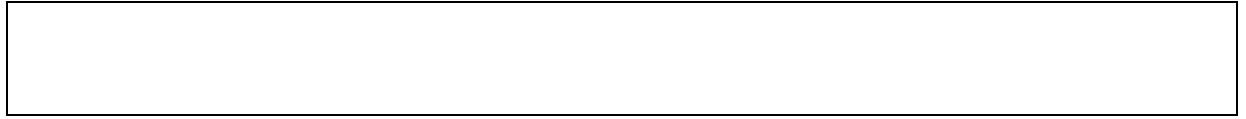
No. Y, B ST., San Francisco, CA, USA

登記単位で生産工場すべてについ
ては英数字での表記とすること。

6. 専ら輸出するための当該電気用品の輸入の事業を行おうとする者にあつては、
その旨

なし

国内での販売を考慮している場合は、「なし」を記載。
当該製品が、輸出用(日本国内で販売しない)の電気用品の場合、
輸出専用のものであることを記載する(施行令第4条)



用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 です。

電気用品輸入事業届出書（特定輸入事業者）の記載例

様式第1（第3条関係）

（記載例を斜体で表示）

電気用品製造（輸入）事業届出書

登記上の住所、名称及び
代表者の氏名を記載
（表記文字は英数字を使用すること）

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿

国内管理人の事務所等の所在地を管轄する
経済産業局長宛て

ただし、事業所所在地が複数の経済産業局
の管轄区域内にまたがる場合は、経済産業
大臣宛て。この場合、別紙3を添付のこと

999, ABC Road, EFG Area, Shanghai, China
ELECTRONIC DEVICE COMMERCE Co., Ltd.
President Elec Den
TEL: +86-21-XXXXXXX
E-mail: jachy_chen@ec-co.com
Contact Person: Jachy Chen
(Quality Assurance Division)

社印及び
社長印は
不要

電気用品安全法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業届出は、事業開始日以降
30日以内に行うこと

1. 事業の開始の年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇日

2. 輸入する電気用品の区分 電子応用機械器具

届出は、輸入する電気用品の区分（P.27の表2参照）ごとに必要

3. 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である
国内管理人にあつてはその代表者の氏名

東京都港区虎ノ門◇丁目▽番☆号

株式会社製安商事

代表取締役社長 製品 三郎

4. 当該電気用品の型式の区分 別紙1のとおり

電気用品名と型式の区分表をまとめて別紙とすることができる。また、同一の電気用品
区分であれば複数列記し、型式の区分表を別紙とすることもできる。

5. 電気用品安全法施行規則第4条の2に規定する要件に該当しない者にあつては、
当該当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う
者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気
用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地）

①当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所

Product Co., Ltd.

1234, XYZ Road, EFG Area, Shanghai, China

②当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

Product Shanzhen Factory

5678, RST Building, HIJ Road, KLM ST., Shanzhen, Guangdong, China

登記単位で生産工場すべてについ
て英数字での表記とすること。

6. 専ら輸出するための当該電気用品の輸入の事業を行おうとする者にあつては、
その旨
なし

国内での販売を考慮している場合は、「なし」を記載。
当該製品が、輸出用(日本国内で販売しない)の電気用品の場合、
輸出専用のものであることを記載する(施行令第4条)

※ 本様式の届出書に、次の書類を添付してください(提出書類は日本語で記載してください。日本語で記載できないもの(委託契約書等)は訳文を添付してください。)

- ① 国内管理人の登記事項証明書の写し(国内管理人が個人である場合、住民票)
- ② 権限証明書(様式第1の2)
- ③ 国内管理人業務に関する委託契約書(記載例6参照)やその他これに準ずる書類又はその写し(日本語又は英語で記載したものに限る)
- ④ 誓約書(様式第1の3)

用紙の大きさは、日本産業規格A4です。

電気用品製造事業届出書添付の権限証明書の記載例

様式第1の2(第3条、第6条関係)

(記載例を斜体で表示)

権限証明書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿

国内管理人の事務所等の所在地を管轄する
経済産業局長宛て

ただし、事務所等所在地が複数の経済産
業局の管轄区域内にまたがる場合は、経
済産業大臣宛て

999, ABC Road, EFG Area, Shanghai, Chine
ELECTRONIC DEVICE COMMERCE Co., Ltd.

President Elec Den

TEL: +86-21-XXXXXXX

E-mail: jachy_chen@ec-co.com

Contact Person: Jachy Chen

(Quality Assurance Devision)

登記上の住所、名称及び
代表者の氏名を記載
(表記文字は英数字を使用すること)

社印及び
社長印は
不要

私は、以下の者を国内管理人と定め、次の権限を付与したことを証明します。

- ・電気用品安全法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知を受領する権限
- ・電気用品安全法施行規則第34条の2の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限

1. 国内管理人の住所

東京都港区虎ノ門〇丁目▽番☆号

2. 国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

株式会社製安商事

代表取締役社長 製品 三郎

3. 国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス

TEL: 03-XXXX-XXXX

E-mail: goroh.watari@seian-trade.co.jp

連絡先: 商品流通部 渡 五郎

用紙の大きさは、日本産業規格A4です。

電気用品製造事業届出書添付の誓約書の記載例

様式第1の3(第3条、第6条関係)

(記載例を斜体で表示)

登記上の住所、名称及び
代表者の氏名を記載
(表記文字は英数字を使用すること)

誓 約 書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿

国内管理人の事務所等の所在地を管轄する
経済産業局長宛て

ただし、事務所等所在地が複数の経済産
業局の管轄区域内にまたがる場合は、経
済産業大臣宛て

999, ABC Road, EFG Area, Shanghai, Chine
ELECTRONIC DEVICE COMMERCE Co., Ltd.

President Elec Den

E-mail: jachy_chen@ec-co.com

Contact Person: Jachy Chen

(Quality Assurance Devision)

社印及び
社長印は
不要

私は、以下の者が電気用品安全法施行規則第12条の2各号に規定する基準に適合する国内管理人であることを誓約します。

1. 国内管理人の住所

東京都港区虎ノ門◇丁目▽番☆号

2. 国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

株式会社製安商事

代表取締役社長 製品 三郎

3. 国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス

TEL: 03-XXXX-XXXX

E-mail: [E-mail: goroh.watari@seian-trade.co.jp](mailto:goroh.watari@seian-trade.co.jp)

連絡先: 商品流通部 渡 五郎

用紙の大きさは、日本産業規格A4です。

別紙 1 : 型式の区分表(例)

この表は例示であるため、「機種名(型式番号等)」や「AAA」、「BBB」、「CCC」の部分も含めて、実際の届出等の内容に沿った形で記載してください。

電気用品の区分：電子応用機械器具

電気用品名：テレビジョン受信機

型式の区分		機種名(型式番号等)		
要素	区 分	A A A	B B B	C C C
定格電圧	(1) 125V 以下のもの	●	●	●
	(2) 125V を超えるもの			
形状	(1) 携帯用のもの			
	(2) その他のもの	●	●	●
表示素子の種類	(1) ブラウン管のもの			
	(2) 液晶のもの	●	●	
	(3) プラズマのもの			●
	(4) その他のもの			
表示素子の寸法 (直視型のブラウン管の場合に限る。)	(1) 37.5cm 以下のもの			
	(2) 37.5cm を超え 52.5cm 以下のもの			
	(3) 52.5cm を超え 72.5cm 以下のもの			
	(4) 72.5cm を超えるもの			
電源スイッチ	(1) あるもの	●	●	●
	(2) ないもの			
電源電線と器体との接続方法	(1) 直付けのもの	●		
	(2) 接続器利用のもの		●	●
遠隔操作機構	(1) あるもの	●	●	●
	(2) ないもの			
二重絶縁	(1) 施してあるもの	●	●	●
	(2) 施してないもの			

※ 「表 3 直流電源装置の型式の区分の作成例」(P. 28)、「表 4 エル・イー・ディー・ランプの型式の区分の例」(P. 29)の記載方法でも可。

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 です。

別紙２：輸入の事業に係る事務所、店舗、倉庫一覧の例

輸入の事業に係る事務所、店舗、倉庫一覧

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

電気用品販売株式会社

名 称	所 在 地
東京本社	東京都千代田区霞が関〇丁目△番×号
北海道支社	北海道札幌市北区北〇条西△△△
九州支社	福岡県福岡市博多区〇〇△△

なお、上記内容はあくまでも例示であり、届出の内容によっては細部が異なる場合があります。

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 です。

別紙３：国内管理人に係る事務所、事業場、店舗、倉庫一覧の例

国内管理人に係る事務所、事業場、店舗、倉庫一覧

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社製安商事

名 称	所 在 地
東京本社	東京都港区虎ノ門◇丁目▽番☆号
東北支社	宮城県仙台市青葉区本町□－□－□
中国支社	広島県広島市中区上八丁堀△－△

なお、上記内容はあくまでも例示であり、届出の内容によっては細部が異なる場合があります。

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 です。

委託契約書の記載例

(※記載例を斜体で表示。甲が特定輸入事業者、乙が国内管理人)

国内管理人の業務に係る委託契約書

① 経済産業大臣との連絡体制に関する事項

第一条 甲及び乙は、それぞれ住所及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）を変更したときは、遅滞なくその旨を相手方及び経済産業省に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、以下のメールアドレスを用いて、1か月に1回を目途に本件業務に関する定期的な連絡を行うこととする。ただし、本件業務に関して重大な事象が生じた場合はこの限りでない。

甲の電話番号：

甲のメールアドレス：

乙の電話番号：

乙のメールアドレス：

3 甲及び乙は、以下の電話番号を緊急連絡先として指定し、経済産業省の求めがあった場合又は有事の際には速やかに連絡を取り合うものとする。

甲の緊急連絡先：

乙の緊急連絡先：

第二条 本件電気用品について監督官庁から問合せがあった場合、原則として乙が対応するものとする。

2 乙は監督官庁から問合せがあった場合には、直ちに甲に通知し、必要な情報を直ちに収集し、監督官庁に報告しなければならない。

3 甲は乙から監督官庁から問合せがあった旨の報告を受けた際は、直ちに必要な情報を乙に提供するとともに、必要に応じて甲自らが監督官庁とやり取りしなければならない。

② 届出事業者の輸入に係る特定製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項

第三条 甲及び乙は、国内又は海外において本件電気用品について事故が生じたことを知ったときは、相手方に報告するとともに、監督官庁に報告し、対応方針の相談をするものとする。

2 甲及び乙は、本件電気用品の欠陥に起因して、第三者の生命、身体若しくは財産に損害を与えた場合又はそのおそれのある場合は、直ちに相手方及び監督官庁に報告しなければならない。

3 甲は、本件電気用品の欠陥に起因して、第三者の生命、身体若しくは財産に損害を与えた場合又はそのおそれのある場合は、本件電気用品の欠陥の原因の究明及び除去並びに損害発生の防止のために必要な措置をとらなければならない。この場合において、乙は当該措置に協力しなければならない、監督官庁との協議を行うほかその解決のために真摯に対応するものとする。

③ 届出事業者から国内管理人に対する、電気用品安全法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知及び電気用品安全法施行規則第34条の2の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限の付与に関する事項

第四条 甲は、乙に対し、電気用品安全法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知及び電気用品安全法施行規則第34条の2の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与する。

④ 検査記録や適合性証明書の写しの提供及び保存に関する事項

第五条 甲は、乙に対して、甲の輸入に係る前項の本件電気用品の検査記録の写し（本件電気用品が特定電気用品の場合には、検査記録の写しのほか、適合性検査に係る証明書又は適合同等証明書の写し）を提供しなければならない。

2 乙は、次条第3項の規定に基づき甲から提供を受けた検査記録の写し（本件電気用品が特定電気用品の場合には、検査記録の写しのほか、適合性検査に係る証明書又は適合同等証明書の写し）を保存しなければならない。

3 乙は、検査記録又は適合性検査に係る証明書若しくは適合同等証明書の写しについて、電磁的方法により記録することにより作成し、保存するものとする。

⑤ 報告徴収、立入検査及び製品の提出に関する事項

第六条 乙は、電気用品安全法第45条第1項及び特定輸入事業者の輸入に係る電気用品関係報告規則の各条項に基づいて、必要な事項を適時に経済産業省に報告しなければならない。

2 甲は、乙からの求めがある場合には、本件電気用品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに本件電気用品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他本件電気用品の輸入の業務に関する甲の業務に関する事項に関して、遅滞なく乙に報告しなければならない。

- 3 甲は、乙に対する立入検査の実施日において、乙又は経済産業省若しくは独立行政法人製品評価技術基盤機構と適時に連絡がとれるようにしておかなければならない。
- 4 甲は、甲又は乙が電気用品安全法第46条の2第1項の規定に基づく電気用品の提出を命じられた場合には、その提出に協力しなければならない。